

官報

號外 昭和二十二年三月二十八日

○第九十二回 貴族院議事速記録第二十五號

昭和二十二年三月二十七日(木曜日)午前十時二十一分開議

議事日程 第二十五號

昭和二十二年三月二十七日

午前十時開議

第一 請願委員長報告

第二 労働基準法(政府提出、衆議院送付)

第三 学校教育法案(政府提出、衆議院送付)

第四 船員法を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第五 帝國鉄道會計法を改正する法律案(政府提出、衆議院送付)

第六 皇室經濟法の施行に關する法律案(政府提出)

第七 昭和十九年度歳入歳出總決算、昭和十九年度特別會計歳入歳出決算報告 會議(委員長報告)

第八 昭和十九、二十年國有財産増減總計算書報告 會議(委員長報告)

第九 鳥取縣御來屋漁港修築ノ請願 會議

第十 鳥取縣西伯郡逢坂村ニ漁港築設ノ請願 會議

第十一 鳥取縣網代漁港改修ノ請願 會議

第十二 鳥取縣田後漁港修築ノ請願 會議

第十三 鳥取縣赤碓漁港修築ノ請願 會議

第十四 鳥取縣泊瀬漁港修築ノ請願 會議

第十五 鳥取縣大羽尾漁港修築ノ請願 會議

第十六 鳥取縣若戸漁港修築ノ請願 會議

第十七 鳥取縣賀露漁港修築ノ請願 會議

第十八 鳥取縣澁江漁港修築ノ請願 會議

第十九 鳥取縣津津漁港修築ノ請願 會議

第二十 鳥取縣東伯郡宇野村ニ漁港築設ノ請願 會議

第二十一 鳥取縣浦富漁港修築ノ請願 會議

第二十二 鳥取縣御崎漁港修築ノ請願 會議

第二十三 省營自動車福浪線ヲ飯坂、湯野兩町マデ延長ノ請願 會議

第二十四 未成線鐵道佐久間線速成ノ請願 會議

第二十五 長野原線金島、小野上兩驛間ノ小野子ニ停車場設置ノ請願 會議

第二十六 奥羽本線新庄驛、最上郡大藏村清水間ニ鐵道敷設ノ請願 會議

第二十七 食肉加工品ノ物品稅廢止ニ關スル請願 會議

第二十八 舊宮尾驛鐵道線外三鐵道線拂下ゲニ關スル請願 會議

第二十九 長崎市、茂木町間ニ省營自動車運輸開始ノ請願 會議

第三十 農災學校復興費等ニ關スル及ビ寄附金ノ課税免狀等ニ關スル請願 會議

第三十一 盲及ビ聾啞教育ノ刷新ニ關スル請願 會議

第三十二 北越線鐵道敷設ニ關スル請願 會議

第三十三 岩内線岩内、壽都鐵道

第三十四 大谷光整ノ業績ノ以テ學校教科書ニ輯録ノ請願 會議

第三十五 乳肉衛生事務ヲ農林省ニ移管ノ請願 會議

第三十六 農地調整法中改正ノ請願 會議

第三十七 帶廣農業專門學校ヲ畜產大學ニ昇格ノ請願 會議

第三十八 北海道帶廣市ニ地方裁判所設置ノ請願 會議

第三十九 東海道線沼津、濱松兩驛間電化速成ノ請願 會議

第四十 能樂ノ保護育成ニ關スル請願 會議

第四十一 磐越西線野澤、會津線宮下ノ兩驛間ニ鐵道敷設ノ請願 會議

第四十二 商工組合中央金庫ノ擴充強化ニ關スル請願 會議

第四十三 盲啞者ノ處遇改善ニ關スル請願 會議

第四十四 警備、吾妻國立公園指定ニ關スル請願 會議

第四十五 東北本線杉田信號場ヲ貨客取扱驛ニ變更ノ請願 會議

○議長(公爵徳川家正君) 議案の報告

は御異議がなければ朗讀を省略致しませう

〔参照〕

昨二十六日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決

ノ旨ヲ衆議院ニ通知セリ

裁判所法案

裁判所法施行法案

通信事業特別會計法を改正する法律案

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

学校教育法案可決報告書

皇室經濟法の施行に關する法律案可決報告書

○議長(公爵徳川家正君) 是より本日

の會議を開きます、日程第一、請願委員長報告、委員長入江子爵

〔子爵入江爲常君登壇〕

○子爵入江爲常君 請願委員會の第一

回御報告を申し上げます、正副委員長の

互選は去る二月十五日に行ひました、

委員會は三回開會致しましたが、其の

第一回は二月十五日正副委員長互選

後引續き開會を致しました、分科擔當

委員の選定、審査方針並に分科會の開

會日時等を決定致しました、次いで第

二回委員會を三月十四日第三回委員會

を三月二十二日に開會致しました、分

科會の開會數は八回でございます、

第一分科會は三月三日、同十日、同十

七日の三回、第二分科會は三月十一

日、同十九日の二回、第三分科會は三

月十日、同十七日の二回、第四分科會

は三月四日に一回、それ以外此のやう

な日にちに開會致しましたが、審査の

詳細に付きましては速記録に依つて御

承知を願ひたいと存じます、請願文書

表の報告は四回ございまして、第一回

報告は二月十六日第二回報告は三月五

日、第三回報告は三月十二日、第四回

報告は三月十九日に提出致しました、

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

裁可

討論委員會特別報告は、三月二十二日、第一號を三月十四日、第二號を三月二十二日に提出致しました。書受案件数は四十七件、此の請願連署人数は二百六名でございます。右の請願四十七件の中、請願文書表に掲載致しましたものが四十六件、未掲載のものが一件となつて居ります。委員會に於きましては、慎重審査の結果、議院の會議に付すべしとするもの三十七件と決定致しました。以上は昭和二十二年三月二十六日迄の御報告でございます。

○議長(公爵徳川家正君) 日程第二、労働基準法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長畠山一清君

労働基準法案 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也 昭和二十二年三月二十五日 委員長 畠山一清 貴族院議長公爵徳川家正殿

【畠山一清君登壇】 ○畠山一清君 只今議題と相成りました労働基準法に付て、委員會に於ける審議の経過並に結果を御報告致します。日本再建の途は改めて申す迄もなく、産業の興隆と民主化にあるのでありまして、此の法案はそれと密接な關係があるものとして、委員會は極めて慎重な態度を以て臨んだのであります。

て、本月の二十日から審議に入り、一昨二十五日に至り漸く採決、決定を見たのであります。最初に政府から概括的な説明がありました。是は上程の當初本會議に於て行はれたことでもありませんから省略致します。次で總括的の質問と致しまして、此の法案は労働者の保護を主眼とし、労働時間、休暇、給與を始め、安全衛生施設、寄宿舎生活に至る迄、從來に比べて格段の優遇措置が講ぜられて居るのであるが、敗戦の結果痛烈な打撃を受けて居る現在の時期に於て、而も國家再建の根幹を成す産業に對して、重大な影響を與へないかとの質問に對して厚生大臣は、相當の影響はあるが、労働時間に付ては協約に依つて、延長することも出来ぬし、又災害補償に付ては、別に社會保險があつて或程度迄補ふことが出来る。又此の法律の施行に依つて、労働條件が改善せられる結果、労働者の生活が安定し、其の技術と能率が向上するから、法律施行の當初に於ては、多少の困難は豫想せられても、長い目で見ると云ふと、悪い影響はなくなつて、良くなる面が殖えたと云ふ御答辯でありました。特に商工大臣に付て、商工行政上の見地から、其の意見を求めました處、現在通りの能率であるならば、當然打撃は受ける、殊に纖維工業に於て甚だしい、従つて今後技術指導と能率向上に努力する必要があると云ふことでありました。次に此の法律は再建日本の労働意

法とも云ふべきものであるに拘らず、八時間労働制とか、年次有給休暇とか、最低賃金制とか、保護規定ばかりあるが、労働者が責任感に缺けて、著しく勤勞精神が弛緩して居る現状に鑑みて、労働者の自覺を喚起し、義務觀念を強める規定を併せて設ける必要があるのではないかとこの質問に對して、それは原則として労働者の自覺に俟つべき問題である、政府としては其の爲に労働者の教育問題を研究中である、此の法律は労働条件の規準を定めるものであるから、労働者の義務に關する事項は規定し難い、此の法律としては一般的に労働協約、就業規則及び労働契約の定めを成實に遵守すべきことを規定してある、又個々の事業場に於ける労働者の義務違反に付ては、就業規則に依つて制裁を定めることが出来るのであるから、労働者教育の振興と相俟つて政府は在來のやうな長時間労働は必ずしも高能率ではない、労働時間を短くして、浮いた時間を利用して健康の増進を圖り、又文化的教養に勵むやうにしたならば、是等の規定の運用に依つて遺憾なきを期したいとの答辯でありました。現法案の内容に付きましては、逐條的に質疑應答を重ねたのであります。其の詳細は速記録で御承知を願ふことに致しまして、此處には其の主なるものを聊か申上げたいと存じます。其の一つは労働時間であり、労働生産性の低い我が國で産業の再建を圖るには、相當の長時間労働が

必要である、此の法律で一日八時間、週体制を採り、更に年二十日迄の有給休暇を規定したのは時期尚早ではないかとの意見に對して、能率の向上にも資するのであらうとの答でありました。第二は賃金に關する問題であります。最低賃金の制定に當つて、生活給に依るか、能率給に依るか、又生活給の原則を採るとして、家族手當を最低賃金の中にどう云ふ風に採入れるかとの質問に對して、政府は能率給に依るのを原則とすべきであるけれども、現状に於ては賃金で生活を賄ふことが出来ないやうな異常な經濟状態からして、生活給の方式が採られることも亦已むを得ない、又相當限度に於て扶養家族の生活資金が家族手當の形で支給せられるのも、是亦已むを得ない所であると考へる、最低賃金の決定には賃金委員會で十分是等の點を検討しなすで行ふとのことでありました。尙此の生活給とか、家族手當とか、其の他賞與とか、退職手當の如き、是等は本來封建的なものであつて、外國には餘り行はれて居らぬ、斯うした封建的な給與形態を認めて、それを決める手續だけを民主化しようとするのは矛盾であるまいかと云ふ意見がありまして、社會事情に基く諸種の負擔を専ら企業に引受けさせることが問題となり、失業保險、社會保險等の制定が要望せられたのであります。第三に安全、衛生の問題が採上げられました。此の法律は事業場に換氣、採光、照明、保温等各種の施設を施すや

規定してあるが、斯様な施設は、現在のやうな資材難、經濟條件の下では不可能ではないかとこの質問に對して、政府は、本法案の規定は一應目標を示したに止り、其の具體的基準は命令で決めることになつて居る、命令に於ては現在の日本産業の實情を十分考慮して、企業の性質、形態に應じ、實情に即した基準を定めるとの答がありました。第四は女子労働の問題であります。此の法律は男女同一賃金の原則を始め、時間外労働の制限、月三日間の生理休暇、産前産後の休暇、哺乳時間等、女子労働の保護に付て仔細に規定してあるが、餘り厚きに過ぎると、勞ひ女は雇はなくなつて、完全雇傭の要請に逆行することになると思ふが、政府の所見如何との質問に對し、此の法律は女子保護の目的であるから、賃金の關係に於ても女子就業の機會が減少しないやうに、國民の正しい理解が望ましいとの答でありました。次に監督機關に付て、從來の成績に照して末梢的取締に墮せず、實情に即した監督を行ふことが必要である、殊に一般行政組織の外に、此の法律を施行する爲に、独自の監督機關を設けてあることに、獨りが競合して二重監督の弊に陥る虞はないかと云ふ質問に對しまして、政府は監督官としては教養の高い官等の者を多く任命して、十分な訓練を施し、監督官として一生を捧げる専門家を養成する方針で、之に必要な豫算上の措置も講じてあるから、是で從

て、本月の二十日から審議に入り、一昨二十五日に至り漸く採決、決定を見たのであります。最初に政府から概括的な説明がありました。是は上程の當初本會議に於て行はれたことでもありませんから省略致します。次で總括的の質問と致しまして、此の法案は労働者の保護を主眼とし、労働時間、休暇、給與を始め、安全衛生施設、寄宿舎生活に至る迄、從來に比べて格段の優遇措置が講ぜられて居るのであるが、敗戦の結果痛烈な打撃を受けて居る現在の時期に於て、而も國家再建の根幹を成す産業に對して、重大な影響を與へないかとの質問に對して厚生大臣は、相當の影響はあるが、労働時間に付ては協約に依つて、延長することも出来ぬし、又災害補償に付ては、別に社會保險があつて或程度迄補ふことが出来る。又此の法律の施行に依つて、労働條件が改善せられる結果、労働者の生活が安定し、其の技術と能率が向上するから、法律施行の當初に於ては、多少の困難は豫想せられても、長い目で見ると云ふと、悪い影響はなくなつて、良くなる面が殖えたと云ふ御答辯でありました。特に商工大臣に付て、商工行政上の見地から、其の意見を求めました處、現在通りの能率であるならば、當然打撃は受ける、殊に纖維工業に於て甚だしい、従つて今後技術指導と能率向上に努力する必要があると云ふことでありました。次に此の法律は再建日本の労働意

なつて、實際には弊害の方が多いと考へる、國際労働總會に於ても船員の監督行政は工場労働者の監督行政と別の組織であるべきだと勸告してゐる、それ故船員行政は海事官廳で所管し、新しい労働省とは別個にして、相互の連絡を緊密にする措置を講じたいと考へるとの答辯がありました、以上の外、此處に御報告申上げたい質疑應答が澤山あつたのであります、時間が許しませぬから詳細は速記録に付て御承知を願ひたいと思ひます、斯くて委員會は昨二十五日を以て質疑を終了致しまして、直ちに討論に入りました、一委員より次の希望決議を附して原案に賛成する旨の意見の開陳がございました、次いで採決の結果全員異議なく希望決議を附して政府原案通りに可決すべきものと決定を致しました、希望決議を朗讀致します

(一) 有給休暇の期間は國際海上労働條約に準據し船主と船員の間に於て船舶運行に支障なき程度に於て協定すること

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○子爵西大路吉光君 直ちに本案の第三讀會を開かれむことを希望致します

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

希望決議

一、本法案の規定中國際海上労働條約所定の條件に加重し、我國現在の國情に適合せず海運の再建を妨ぐる虞あるものあり、仍て勞資協調の精神に基き之が實施に當りては適當に緩和の方策を執るの要ありと認め、即ち

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

希望決議

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

希望決議

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

希望決議

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

希望決議

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

希望決議

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

希望決議

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○子爵植村家治君 賛成

○議長(公爵徳川家正君) 西大路子爵の動議に御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 本案の第三讀會を開きます、御異議がなければ全部を問題に供します、本案全部、委員長の報告通りで御異議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

皇室經濟法の施行に関する法律案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ讀、委員長報告、委員長黒田伯爵

皇室經濟法の施行に関する法律案、右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和十九年三月二十六日

委員長 伯爵黒田 清

貴族院議長公爵徳川家正殿

〔伯爵黒田清君登壇〕

○伯爵黒田清君 只今議題となりました皇室經濟法の施行に関する法律案の特別委員會の経過並に結果を御報告申し上げます、本委員會は、昨日二十六日に開きまして、同日之を可決すべきものと決定致した次第でございます、本法案が皇室經濟法を施行致します爲に、同法中に別に法律で定めるものと致しました事項を、定める必要があつて本法案が提出されたのであります、極く簡単な法案でございます、質疑も誠に多くはなかつたのでございますが、其の中二三申上げますと、此の同法案中に、第二條及び第三條に規定してございする内廷費及び皇族費等の定額を算出致しました、其の基礎はどうか云ふことを基礎としたのかと云ふ御質問があつたのであります、内廷費に付きましては、從來の費用の實情に今後の方針に依る補正を加へまして、更に現在の物價の情勢を考へて決定したのである

と云ふこととございました、又皇族費に付きましては、具體的に例を考へまして妥當と認められます御生

活費を考へ、大略其の八割を國庫より支出すると云ふ建前で算出したのであると云ふ御答辯でありました、次に茲に決まりました内廷費、皇族費等が將來物價騰貴其の他の諸情勢に依つて色々不足を生ずると云ふやうな場合には非常に困るやうな場合が起りやしないか、さう云ふ場合にはどう云ふ風になるかと云ふやうな御質問があつたのであります、之に關しましては、諸情勢に急速な變化が起るならば、是は法律改正の外はないであらう、又臨時費に付ては其の都度法律制定の要があらうと思ふと云ふ御答でありました、最後に此の皇室經濟法行法に見ますと、皇室經濟法中に法律で定めるものとして居りながら、此の法律では全く定めて居ないものもある、又内廷費の如く二年間を限つて定めたものもある、又次の國會迄の暫定的なものもある、特に適用を排除したものもある、一見非常に不統一の感があるが、それはどう云ふ譯かと云ふ御質問があつたのであります、之に付きましては、此の法律は極めて暫定的なものであつて、嚴密な意味では皇室經濟法の施行法と言へぬかも知れない、一應暫定的な規定を設けて將來の研究に依つて爲一時皇室經濟法の規定を變形した所もあるのである、其の爲斯

うした體裁のものとならざるを得なくなつたと云ふやうな御答辯があつたのであります、總て政府側の御答辯に付きましては、委員諸君十分之を御了解なさいまして、討論に入りましたる處、他に別に御質疑もなく、其の儘採決に入りました處、全員異議なく之を可決すべきものと決定致した次第でございます、簡単でございますが、是で御報告を終ります

○議長(公爵徳川家正君) 別に御發言もなければ本案の採決を致します、本案の第二讀會を開くことに御異議ございませぬか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと認めます

第一

昭和十九年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第一項所得稅中桐生稅務署、岩村田稅務署、岩村田稅務署ノ徵收不足ニ係ルモノ三件昭和十九年度歳入歳出總決算歳入臨時部第一款租稅第一項臨時利得稅中新瀧稅務署ノ徵收不足ニ係ル件

昭和十九年度特別會計歳入歳出決算運輸通信省所管通信事業業務勘定歳出第一款通信業務費第三項補充費中通信院貯金保險局ノ支出ニ係ル件

昭和十五年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第一項所得稅中西宮稅務署ノ徵收不足ニ係ル件、八王子稅務署ノ徵收過ニ係ル件、第六項資本利子稅中西宮稅務署ノ徵收不足ニ係ル件、第七項法人資本稅中八王子稅務署ノ徵收不足ニ係ル件

昭和十五年度歳入歳出總決算歳入臨時部第一款臨時利得稅第一項臨時利得稅中八王子稅務署ノ徵收過ニ係ル件

昭和十六年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第一項所得稅中西宮稅務署、日本橋稅務署、日本橋稅務署、小田原稅務署ノ徵收不足ニ係ルモノ四件、松山稅務署ノ徵收過ニ係ル件、第二項法人稅中東稅務署ノ徵收不足ニ係ル件

昭和十六年度歳入歳出總決算歳入臨時部第一款「利得稅第一項臨時利得稅中東稅務署」ノ徵收不足ニ係ル件

昭和十七年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第一項所得稅中日本橋稅務署、日本橋稅務署、日本橋稅務署、澁谷稅務署、甲府稅務署ノ徵收不足ニ係ルモノ六件、第二項法人稅中港稅務署ノ徵收不足ニ係ル件

昭和十七年度歳入歳出總決算歳入臨時部第一款臨時利得稅第一項臨時利得稅中港稅務署ノ徵收不足ニ係ル件

昭和十八年度歳入歳出總決算歳入經常部第一款租稅第一項所得稅中日本橋稅務署、日本橋稅務署、日本橋稅務署、日本橋稅務署、小樽稅務署ノ徵收不足ニ係ルモノ五件、第二項法人稅中飯田稅務署ノ徵收不足ニ係ル件

昭和十八年度歳入歳出總決算歳入臨時部第一款租稅第一項臨時利得稅中本橋稅務署、飯田稅務署、静岡稅務署、諏訪稅務署、沼津稅務署ノ徵收不足ニ係ルモノ五件

右ハ政府ニ對シ將來ノ注意ヲ促スベキモノト認ム

第二

其ノ他異議ナシ

右ノ通議決セリ依テ及報告候也

昭和二十二年三月二十五日

委員長 男爵倉富 鈞

貴族院議長公爵德川家正殿

昭和十九、二十年國有財産増減總計算書ヲ審査シ總テ異議ナキモノト議決セリ依テ及報告候也

昭和二十二年三月二十五日

委員長 男爵倉富 鈞

貴族院議長公爵德川家正殿

男爵倉富鈞君登壇

○男爵倉富鈞君 昭和十九年度歳入歳出總決算、同年度の各特別會計歳入歳出決算並に昭和十九、二十年年度の國有財産増減總計算書に對しまする決算委員會の御報告を申し上げます、先づ初めに政府の説明に基きまして決算面に現れて居ります所の數字の全貌を要約して申し上げますと云ふと、昭和十九年度の歳入歳出總決算に計上されて居ります所の歳入の收入總額は、經常部に於て百一十一億九百六十餘萬圓、臨時部に於て九十九億三千七百七十二萬餘圓、合計二百一十億四千三百八十八萬餘圓と云ふことになつて居ります、之に對しまして、歳入の支出總額は、經常部に於きまして五十六億九千九百四十六萬餘圓、臨時部に於きまして百四十一億七千二百四十八萬餘圓、合計百九十八億七千九百九十四萬餘圓と相成つて居りますので、歳入の收入總額と歳入の支出總額との差引を致しますと云ふと、十一億六千八百四十四萬餘圓の剩餘金となるのでありますけれども、此の中九億八千五百餘萬圓は、二十年度に繰越されまし

た所の歳入其の他特定の歳入の財に源充當せられましたので、結局十九年度の一般會計の決算上の純剩餘金は一億八千三百四十四萬圓と相成る計算でございます、今申上げました歳入の收入總額と歳入の支出總額を、歳入の豫算と歳入の豫算に比べて見ますと云ふと、歳入の豫算は二百一十二億四千四百三十餘萬圓でありまして、之に對して歳入の收入總額は二百一十億四千三百八十八萬餘圓でございますからして、結局二億三百九十四萬二千五百餘圓の減少となつて居るのであります、此の減少の主な原因は、收入總額が歳入の豫算に比しまして、經常部に於きまして三億四千六百六十九萬餘圓の減少となつて居ります、臨時部に於きまして一億四千二百七十五萬餘圓の増加となつて居りますので、差引今申上げましたやうに二億三百九十四萬餘圓の減少となつて居るのでございます、今の減少と増加との主なものを項目別に拾つて見ますと、大體に於きまして歳入の收入總額が歳入の豫算に比しまして増え居りますものは、租稅及び還付稅の收入、印紙の收入其の他でございます、其の合計が九億二千八百三十三萬餘圓となつて居ります、之に對しまして豫算に比べて收入總額が減少して居りますものは、官業及官有財産の收入、特別會計からの受入、公共團體の工事費の納付金及び分擔金のやうな費目に於きまして十一億三千二百二十七萬餘

圓の減少となつて居りますので、其の差額が先程申しましたやうに二億三百九十四萬圓の減少となつて居ります、次に歳入の支出總額と歳入の豫算を比較致しますと、十九年度の歳入豫算は二百一十八億三千八百餘萬圓でございます、之に豫算決定後前年度の豫算殘額を本年度に繰越されました増加額が三億六千九百三十二萬餘圓でございますので、之を加へますと、十九年度の豫算現額は二百三十二億七百五十五萬餘圓となるのであります、之に對しまして、十九年度の支出總額は、先程申上げましたやうに百九十八億七千九百九十四萬圓、之に年度内に支出を終らないで、次年度に繰越されましたものが十億一千三百四十五萬餘圓でございますので、結局差引、豫算不用額十三億二千二百一十四萬餘圓の不用額が出た譯であります、此の不用額が生じた主な原因は色々あるやうでありますけれども、目星しいものを拾ひますと云ふと、大藏省所管の經常部で、特別會計に繰入るべきものの不用になつたものが二億三千九百餘萬圓、軍需省の所管で、臨時部、軍需生産増強諸費の不用額が一億四千三百餘萬圓、同じく補助費が一億二千四百餘萬圓、合計五億八千四百四十餘萬圓の不用になつて居ります、尙其の他に二十七の費目に付きまして、八億三千三百餘萬圓の不用が出て居ります、今申上げましたやうに十三億二千二百餘萬圓の不用額が出たと云ふことになつて居るのであります、

一般會計に付きましての數字上の説明は、此の程度に致しまして、次は特別會計でございますが、御承知の通り、特別會計は、二十九の細かい特別會計がございますが、それ等の數字を一々申上げますことは餘り煩雜になりますので是は省略することに致します、次に會計検査院の所謂批難事項でございますが、是は一般會計の歳入に付きまして四件、特別會計の歳入に付きまして一件、既往年度の未確定金額の検査確定の分に付きまして、一般會計の歳入に於て二十五件、合計三十件の批難事項があるのでございます、其の一般會計の分と既往年度の分、合計二十九件と云ふものは、租税の徴收上の手續上の過誤に依りまして、徴收過若しくは徴收不足を生じたものであります、全部二十年度に於て更正済みになつて居るのであります、特別會計の歳入の批難事項の一件は、或郵便局に於きまして、局長と局長が業務上保管して居りました所の國債、證券と資金の中から七萬五千圓ばかりのものを横領致しまして、其の後補填又は辨償したものが六萬五千圓ばかりでございます、結局其の差額の一萬五百圓ばかりのものの缺損補填を國庫からしなければならぬと云ふやうになつたと云ふ事項でございます、之を以ちまして大要の御報告を終りまして、次に之に對します決算委員會の審査の模様を簡単に申上げたいと思ひます、審査を始めます初めに當りまして、ど

う云ふ風な考へ方と申しますか、氣持で審査しようかと云ふこと付きまして、委員の方々で御打合せを願つたのでございまして、申上げる迄もなく決算の審査と云ふものは、豫算の審議と相俟つて十分慎重にやらなければならぬ極めて重要なものであることは申上げる迄もないことと申上げますけれども、世間一般に動とも致しますと、決算と云ふと何となく軽く考へられる傾向がなきにしもあらずと云ふ風に思はれるのであります、是は誠に見方に依つては、遺憾なことではないかと思ふのであります、申上げる迄もなく、會計の經理事務と云ふものは、事業を經營して参ります場合の中樞神經とも考へて宜いぢやないかと考へられま

す、其の整理が適正に行はれて居るかどうかと云ふことは、事業が健全な進展をするかしないかと云ふことに重大な關係があるかと思はれるのであります、此のことは國家財政の經綸の上から言つても、同じやうなことになるのではないかと思はれるのであります、ではいかと思はれるのであります、と申しまして、今回決算委員會で審査を致しました十九年度は、申上げる迄もなく、戰爭の末期に當りまして、戦局が最も苛烈な時でございますからして、情勢の急轉回に應じます爲に、臨機已むを得ず、急場の處置を執らなければならなかつたと云ふやうなこともあると思はれますので、それ等の處置に對しまして、會計法規一點張りに嚴格に之を見ると云ふことも、却て實情に即

しない場合もあるかも知れませぬし、でありますからして、時に多少の斟酌を加へなければならなかつたと云ふやうなことも考へられるのでございませぬけれども、一面に於きまして、戰爭中だからと云ふことを理由にしまして放漫に流れ、又不正、怠慢に依ると云ふやうな事實があると思はれたならば、是は嚴重に政府に對して警告しなければならぬのではないかと、此のやうなことは今、我が國が再建のスタートを切らうとして居ります際に、殊に昨今、官紀の肅正と云ふことの必要が特に痛感されて居ります際に、さう云ふことが尙必要ではないかと云ふやうなことを御話し合ひ致しまして、さう云ふ氣持で一つ、此の審査をやつたらどうかと云ふやうなことで、審査を致した譯でございますが、それで其の審査の詳細のことに付きましては一々申上げて居りますと、徒に時間を取りま

すからして、委員會の速記録なり、或は分科會の速記録を御覽を願つて、詳細は御了承願ふことに致したいと存するのであります、以上申上げましたやうなことで審査を終りまして、其の結果を御報告申上げる譯でございますが、大要は御手許に差上げて居ります所の報告の通りでございます、所謂検査院の批難事項三十件に付きましては、何れも政府に對しまして、將來の注意を促すべきものと認めました、其の他の部分に付きましては、全部異議なきものとして決定を致した譯でございます、以上を以ちまして十九年度の決算に對する説明を終ることに致します、次には十九、二十年年度の國有財産の増減總計算書に對する御報告を申上げます、昭和十九、二十年年度の國有財産の増加、又は減少した總額を見ますと云ふと、一般會計に於きましては、増加したものが五十九億千五百餘萬圓、減少したものが八十九億三千九百四十六萬圓、差引三十億二千七百九十二萬圓の減少となつて居るのであります、之に對しまして特別會計の所屬に於きましては、増加したものが十八億九千五百五十五萬圓、減少したものが十六億八千八百五十六萬餘圓、差引二億九千九百九十九萬七千七百餘圓の増加となつて居りますので、一般會計の方の減少と特別會計の方の増加を差引致しますと云ふと、二十年年度の國有財産の純減少額は二十八億二千五百九十三萬餘圓と相成るのであります、更に之を財産の種類に付て見ますと云ふと、公用財産に於きましては、差引七千八百五十九萬圓の減少となつて居ります、營林財産と雜種財産の二つの方に於きまして、四十九億七千九百六十餘萬圓の増加となつて居りますので、其の差引純減少額は、先程申上げましたやうに二十八億二千五百九十三萬餘圓と云ふことになりました、さう致しまして、十八年度末の國有財産の總額は二百三十四億八千七百九十二萬圓でございますので、是から前に申述

べました純減少額二十八億二千五百餘萬圓を引きますと云ふと、二十年度末の國有財産の總額は二百六億六千二百餘萬圓となる計算に相成つて居るのであります、計數的の説明は其の程度に致しますが、尙今申上げました増減計算書の計數には、元の陸海軍兩省以外の各省所管の國有財産の中で、外州、沖繩等にあるものは此の計算書に包含されて居らぬのであります、又元の陸海軍兩省所管の國有財産は、兩省が廢止になりました際に、昭和十八年度末の現在額を以て大藏省へ引繼がれて居るのであります、さうして減部のに整理されて居りますので、十九、二十年年度の増減額は、今回の計算書には包含されて居らぬと云ふことであります、此の國有財産の増減計算書に對します會計検査院の検査報告を見ますと云ふと、増減計算書に掲載してある所の員數は、各所管廳の證明に係る國有財産増減計算書と對照して其の正當なることを認めて検査を終つた、但し國有財産の取得に付不當と認められた事項は二十年年度の歳入歳出決算検査報告に掲載すると云ふことが載つて居るのであります、そこで決算委員會に於きましては、此の検査報告の但書をどう云ふ風に解釋すべきかと云ふことに付きまして、小委員會は慎重に考慮を致しました、二日間に互つて政府から色々の説明を聴取しまして、審査を致しました結果、斯う云ふこと

が判明したのでございます。即ち検査院は増減計算書の員數は之を正確だと云ふことを確認して居るのであります。唯其の場合に、國有財産を取得する爲の支出、言換へますれば、歳出關係の金錢關係に於きまして、不當の事項がある、此の不當の事項は、目下二十年度の歳入歳出決算の検査がまだ終了して居りませぬので、其の検査がに終つた場合に、其の他の批難事項と一緒に、二十年度の歳入歳出決算の批難事項として指摘すると云ふことになつて居るのであります。色々説明を聴きました結果、十九、二十年度の國有財産増減計算書の員數と云ふものと、それから今申上げました、それに關聯する所の歳出關係の検査院の言ふ批難事項とは、切り離して考へる方が寧ろ正當ではないかと云ふことに結論がなりました。小委員會と致しましては、増減計算書の員數に付きましては、検査院も其の正當なることを認めて居りますので、之を異議なきものと決定致しました。さうして検査院の言ふ其の取得の爲に生じた所の不當事項に付きましては、二十年度の歳入歳出決算の審査に當りまして、具體的事實を認めました上で、其の當否を決定しようとする方が適當であらうと云ふことに小委員會は決定したのであります。此のやうなことが生じたのは、結局今年度の決算委員會に提出された所の歳入歳出決算は、十九年度のものであります。國有財産關係だけが十九、二十年

二十年度に互つて居ります爲に、検査院の検査も、今申上げましたやうな食い違ひが出来たやうな譯なのであると思はれるのであります。以上の小委員會の決定を決算委員會と致しましては、小委員長から報告を受けまして、十分考慮しました結果、小委員會の決定通り、國有財産増減計算書は、此の際異議なきものと決定することが妥當であらうと云ふことになりまして、其のやうに決定を致した譯でございます。色々計數を列べ立てまして、且又話を急ぎました爲に、御分りにくい點も相當あつたと存じますけれども、決算の報告の性質上、計數を申上げない譯に參りませぬので申上げた譯であります。色々御分りにくい點があつたことと思ひます點に付きましては、御詔を申上げまして、私の報告を此の程度で終ります。

○議長(公爵徳川家正君) 別に御發言もなければ採決を致します。二件とも次算委員長の報告通りで御異議ございませぬか

○議長(公爵徳川家正君) 御異議ないと思はれます

○議長(公爵徳川家正君) 只今内閣總理大臣より、三月三十一日迄四日間、帝國議會の會期の延長を命ぜられる旨の詔書が傳達せられました

○議長(公爵徳川家正君) 日程第九

○議長(公爵徳川家正君) 只今内閣總理大臣より、三月三十一日迄四日間、帝國議會の會期の延長を命ぜられる旨の詔書が傳達せられました

○議長(公爵徳川家正君) 日程第九

○議長(公爵徳川家正君) 只今内閣總理大臣より、三月三十一日迄四日間、帝國議會の會期の延長を命ぜられる旨の詔書が傳達せられました

○議長(公爵徳川家正君) 日程第九

第四十四迄の請願、會議

左の意見書案は朗讀を経るも参照のため茲に載録す以下之に倣ふ

意見書案

鳥取縣御來屋漁港修築ノ件

鳥取縣西伯郡御來屋町御來屋漁業會長脇坂貞幹呈出

右ノ請願ハ御來屋港ハ築堤方式實際ニ適セザルタメ冬期ハ利用價值著シク低下シ附近ニ良漁場アルニ拘ラズ、ソノ發達ヲ見ルニ至ラザルハ誠ニ遺憾ナルニ依リ速ニ改修工事を施シ以テ漁港タルノミナラズ商港、避難港トシテノ機能ヲ發揮セシメラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取縣西伯郡逢坂村ニ漁港築設ノ件

鳥取縣西伯郡逢坂村長橋井義一呈出

右ノ請願ハ鳥取縣西伯郡逢坂村ハ漁村トシテノ素質ヲ有スルニ拘ラズ適當ナル船寄場ナキタメソノ發展ヲ阻マルハ甚ダ遺憾ナルニ依リ速ニ漁港ヲ築設シ以テ同村ノ發展ニ密與セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候

候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取縣網代漁港改修ノ件

鳥取縣岩美郡網代村長博田正道外三名呈出

右ノ請願ハ網代港ハ鳥取、兵庫兩縣ノ中間ニ位シ漁港、避難港トシテ山陰唯一ノ良港ナリシモ近時堤内及ビ港内ニ土砂堆積シテ船舶ノ出入ヲ困難ナラシメ從ツテ水産物増産上大ナル支障ヲ來セルハ甚ダ遺憾ナルニ依リ速ニ之ヲ改修ヲ施シ以テ漁獲ノ増大ヲ圖リ地方ノ振興ニ資スルト共ニ日本海ニ於ケル船舶ノ避難ニ寄與セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取縣田後漁港修築ノ件

鳥取縣岩美郡田後村長山田節外一名呈出

右ノ請願ハ鳥取縣岩美郡田後村ハ純漁村ニシテ同村ノ興亡ハ田後港施設ノ良否ニ存スルニ拘ラズ數次ノ暴風雨ト激浪ハ同港ノ生命線タル防波堤

ノ大部分ヲ壞壞シ今後ノ荒天ニ際シ憂慮措ク能ハザルモノアルニ依リ速ニ同港ノ修築ヲ實施セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取縣赤碕漁港修築ノ件

鳥取縣東伯郡赤碕町赤碕漁業會長長原嘉武外一名呈出

右ノ請願ハ赤碕港ハ近年土砂ノ堆積著シク漁船ノ繫留ニ困難ト危險ヲ來シ港内事故年々増加ヲ見ルニ至レルハ誠ニ遺憾ナルニ依リ速ニ之ヲ修築ヲ實施セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正

内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

鳥取縣泊漁港修築ノ件

鳥取縣東伯郡泊村長石井良三外一名呈出

右ノ請願ハ泊漁港ハ近年土砂ノ堆積著シク船舶ノ出入ヲ妨ゲ爲ニ縣下權要ノ漁村タル泊村ノ發展ヲ阻ムニ至レルハ誠ニ遺憾ナルニ依リ速ニ同港

ヲ修築シ以テ同地方ノ振興ニ寄與ス
ルト共ニ山陰線沿線ト相マツテ海陸
運輸ノ増進ニ資セラレタシトノ旨趣
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣大羽尾漁港修築ノ件
鳥取縣若美郡東村長福壽春吉外
一名呈出

右ノ請願ハ大羽尾港ハ天然ノ良港ニ
シテ船溜等ノ施設ヲ完備セバ同地方
ノ漁業ハ飛躍ノ進展ヲ見ルコト明ラ
カナルニ依リ速ニ之ガ修築ヲ實施シ
以テ地方産業ノ振興ト復員者及ビ
海外引揚者ノ救済ニ資セラレタシト
ノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ
採擇スヘキモノト議決致候因テ議院
法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵吉田 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣若美郡福部村大字岩戸福
鳥取縣若美郡福部村大字岩戸福

右ノ請願ハ鳥取縣若美郡福部村岩戸
部落ハ日本海ニ面スル一寒漁村ニシ

民テ村ハ近海漁業ヲ生業トナシ居レ
ルモ岩戸港ノ施設不備ノタメ僅カノ
風波ニモ漁船ヲ破損スル等出漁上ノ
支障多キニ依リ速ニ同港ノ修築ヲ實
施シ漁獲物ノ増收ヲ圖ルト共ニ村民
ノ漁業意識向上ニ資セラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法
第六十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣西伯郡澁江町長野川隆登
鳥取縣西伯郡澁江町長野川隆登
呈出

右ノ請願ハ澁江港ハ島根半島ノ對岸
ニ位置シ同地方唯一ノ商、漁船避難
港ナルニ拘ラズ港内狹隘ニシテ波浪
高キ時ハ小艇ノ繫留モ意ニ任セズ大
型船ハ出入不可能ノ實情ナルニ依リ
速ニ同港ノ擴張修築ヲ圖リ以テ産業、
運輸ノ進展ニ資セラレタシトノ旨趣
ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇ス
ヘキモノト議決致候因テ議院法第六
十五條ニ依リ別冊及送付候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣澁江漁港修築ノ件
鳥取縣澁江漁港修築ノ件

呈出

右ノ請願ハ酒津港ハ縣費補助ニ依リ
辛ウジテ現在ノ設備ヲ施シ得タルモ
港内淺ク冬期ハ波浪ノタメ出漁不可
能ノ實情ニシテ純漁村タル同村ノ經
濟ニ及ボス所極メテ大ナルノミナラ
ズ水産資源ノ開發上誠ニ遺憾ナルニ
依リ速ニ國庫補助ヲ以テ之ガ修築ヲ
實施セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族
院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト
議決致候因テ議院法第六十五條ニ依
リ別冊及送付候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣酒津漁港修築ノ件
鳥取縣酒津漁港修築ノ件

右ノ請願ハ浦富港ハ北方ニ何等ノ障
壁ナク北風激シキ冬期間ハ漁船ノ出
入村ノ數次ノ築堤モ波浪ニソノ大
部分ヲ崩壊セラレテ用ヲナサズ爲ニ
漁獲ノ甚ク減少シ業者ノ損失甚大
ナルニ依リ速ニ同港ノ修築ヲ以テ新
日本建設ノタメ漁業ニ邁進セントス
ル浦富町民ノ熱意ニ應フルト共ニ無
盡ノ寶庫タル日本海漁場ノ開發ニ寄
與セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣浦富漁港修築ノ件
鳥取縣浦富漁港修築ノ件

呈出

右ノ請願ハ御崎港ハ防波堤不完全ナ
ルタメ現今僅カニ數隻ノ漁船ヲ繫留
スルニ止マルモノノ地形ニ惠マレタ
ルト近海稀有ノ漁場ヲ控ルコトニ
依リ漁港及ビ避難港トシテ山陰沿岸
有數ノ良港タリ得ル條件ヲ具備スル
ニ依リ速ニ之ガ修築ヲ實施シ以テ輸
送並ビニ食糧ノ増産ニ寄與セラレタ
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大
體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付
候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣御崎漁港修築ノ件
鳥取縣御崎漁港修築ノ件

右ノ請願ハ浦富港ハ北方ニ何等ノ障
壁ナク北風激シキ冬期間ハ漁船ノ出
入村ノ數次ノ築堤モ波浪ニソノ大
部分ヲ崩壊セラレテ用ヲナサズ爲ニ
漁獲ノ甚ク減少シ業者ノ損失甚大
ナルニ依リ速ニ同港ノ修築ヲ以テ新
日本建設ノタメ漁業ニ邁進セントス
ル浦富町民ノ熱意ニ應フルト共ニ無
盡ノ寶庫タル日本海漁場ノ開發ニ寄
與セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也
昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣浦富漁港修築ノ件
鳥取縣浦富漁港修築ノ件

呈出

右ノ請願ハ福島縣飯坂、湯野ノ兩町
町マテ延長ノ件
福島縣信夫郡飯坂町長國分嘉米
吉外一名呈出

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣若美郡福部村大字岩戸福
鳥取縣若美郡福部村大字岩戸福

右ノ請願ハ鳥取縣若美郡福部村岩戸
部落ハ日本海ニ面スル一寒漁村ニシ

貴族院議長 公爵吉田 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
鳥取縣若美郡福部村大字岩戸福

呈出

ハ摺上川ヲ境トシテ相對スル溫泉郷

ニシテ現今療養ト觀光ノタメ來リ浴
スル者頗ル多キニ拘ラズ之ガ輸送ハ
省線福島、伊達兩驛ヨリ三十分毎ニ發
スル電車アルノミニシテ何レモ超滿
員ノ殺人的光景ヲ呈シ溫泉報國ヲ期
シツツアル兩町ノ頗ル遺憾トスル所
ナルニ依リ速ニ省營自動車福浪線ヲ
飯坂溫泉マデ延長シ以テ旅客ノ利便
ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日
貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

未成線鐵道佐久間線速成ノ件

靜岡縣濱松市長代理助役白井信

一外三名呈出

右ノ請願ハ未成線鐵道佐久間線ノ速
成ハ沿線地方ニ於ケル豐富ナル林産
資源ノ開發ト農畜産ノ振興ニ貢獻ス
ル所大ナルノミナラズ表日本裏日本
連絡ノ捷徑トナリ國家再建ニ至大ノ
關係ヲ有スルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ
圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ
願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決
致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別
冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

長野原線金島、小野上兩驛間ノ小
野子ニ停車場設置ノ件
群馬縣群馬郡小野上村長小野英

多外二名呈出

右ノ請願ハ長野原線金島、小野上兩
驛間ノ小野子ニ停車場ヲ設置スルハ
同地方ニ於ケル豐富ナル林産物ノ搬
出ト必需物資ノ導入ニ利スル所大ナ
ルノミナラズ交通上ノ便益ヲ増進ス
ルコト少カラザルニ依リ速ニ之ガ實
現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族
院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト
議決致候因テ議院法第六十五條ニ依
リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

奥羽本線新庄驛、最上郡大藏村清

水間ニ鐵道敷設ノ件

山形縣最上郡新庄町長代理助役

松田久藏呈出

右ノ請願ハ奥羽本線新庄驛、山形縣
最上郡大藏村清水間ニ鐵道ヲ敷設ス
ルハ沿線ニ於ケル豐富ナル農、林、礦産
資源ノ開發上貢獻スル所大ナルニ依
リ速ニ之ガ實現ヲ圖リ以テ食糧及ビ
燃料問題ノ解決ニ資セラレタシトノ
旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採
擇スヘキモノト議決致候因テ議院法

第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

食肉加工品ノ物品稅廢止ニ關スル
件
東京都京橋區京橋二丁目四番地
社團法人日本食肉加工協理理事
長大橋金次郎呈出

右ノ請願ハ近時粉食ノ普及スルニ伴
イ食肉加工品ノ需要増加セルニ拘ラ
ズ原料ノ入手難、設備ノ破壊、勞銀
ノ昂騰等ニ因リ著シク生産ヲ低下シ
加ウルニ匹割ノ物品稅ヲ課セラルル
タメ販賣價格ノ騰貴ヲ來シ爲ニ賣
行キ額ニ減少シテ業者ハ經營難ニ陥
リ之ガ打開ノ策ヲシテ最近無檢査
ノ粗悪品ヲ濫賣スル者漸ク増加スル
ニ至レルハ保健衛生上誠ニ憂心ニ堪
エザルニ依リ政府ハ即時ソノ禍因ト
ナレル食肉加工品ノ物品稅ヲ撤廢シ
以テ國民ノ榮養増進ト斯業ノ發達ニ
資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院
ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議
決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ
別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

舊鶴見臨港鐵道線外三鐵道線拂下

名呈出

右ノ請願ハ長崎市及ビ茂木町ハ經
濟、運輸等アラユル面ニ於テ密接不
離ノ連繫アルニ拘ラズ兩者間ノ交通
機關ハ皆無ニ等シク貨物運輸上ノ不
利ハ固ヨリ通商、通學ノ不便誠ニ大
ナルニ依リ速ニ省營乘合並ビニ貨物
自動車ノ運行ヲ開始シ以テ長崎市ノ

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

復興ト茂木町ノ繁榮ニ寄與セラレタ
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大
體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付
候也

ガニ關スル件

東京都麹町區丸ノ内二丁目二番

地鶴見臨港鐵道株式會社代表取

締役社長山田胖呈出

右ノ請願ハ舊鶴見臨港鐵道、南武鐵

道、青梅電氣鐵道及ビ奥多摩トハ鐵

道ハ戰時輸送力強化ノ爲緊急措置ト

シテ政府ニ買收セラレタルモ元來之

等四鐵道ハ一地方ノ交通ノ爲ニ發達

シタルモノニシテ戰爭終結ニ伴イ國

營ノ必要性ヲ失イシノミナラズ沿線

住民ノ民營復歸ノ要望亦切ナルニ依

リ速ニ前經營者ニ拂下ゲ以テ沿線地

方ノ交通ト産業ノ開發ニ寄與セラレ

タシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ

大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因

テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送

付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

長崎市、茂木町間ニ省營自動車運

輸開始ノ件

長崎市市長代理助役菅野一郎外一

名呈出

右ノ請願ハ長崎市及ビ茂木町ハ經
濟、運輸等アラユル面ニ於テ密接不
離ノ連繫アルニ拘ラズ兩者間ノ交通
機關ハ皆無ニ等シク貨物運輸上ノ不
利ハ固ヨリ通商、通學ノ不便誠ニ大
ナルニ依リ速ニ省營乘合並ビニ貨物
自動車ノ運行ヲ開始シ以テ長崎市ノ

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

盲及ビ聾啞教育ノ刷新ニ關スル件
東京都小石川區雜司ヶ谷町百二
十番地日本盲教育會長片山昇呈

出

復興ト茂木町ノ繁榮ニ寄與セラレタ
シトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大
體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ
議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付
候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

右ノ請願ハ旨及ビ聲啞教育ヲ普及振興スルヲメ之ガ教育制度ヲ改新シ昭和二十二年度ヨリ就學義務制ヲ實施スル等請願書記載ノ各條項ヲ速ニ實施セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日
貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

北越線鐵道敷設ニ關スル件

新瀉縣東頸城郡松代村長市川俊雄外八名呈出

右ノ請願ハ信越線直江津驛ヨリ新瀉縣東頸城郡ヲ經テ上越線ニ連絡スル北越線鐵道ヲ敷設スルハ北陸地方ト帝都ヲ結ビ捷徑トナリ且沿線地方ニ於ケル鑛、農、林產資源ノ開發ニ資スル所大ナルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ圖ラレタク尙全線ノ敷設困難ナル場合ハ現在十日町、淺川原間ヲ運轉中ノ信濃川發着所工事專用線十軒ヲ營業線ニ編入ノ上十軒並ビニ淺川原附近ニ停車場ヲ設置シ後日松代村マデ延長敷設セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
岩内線岩内、壽都鐵道樽岸ノ兩驛間ニ鐵道敷設ノ件
北海道岩内郡岩内町長代理助役 角田定吉外七名呈出

右ノ請願ハ瀨羅線瀨羅ヨリ壽都ヲ經テ岩内線岩内驛ニ至ル鐵道ヲ敷設スルハ沿線ニ於ケル豐富ナル海陸資源ノ開發ニ資スル所大ニシテ北海道西

海岸地方ノ發展上緊要ナルモ國家ノ現狀ニ鑑ミ岩内線岩内、壽都鐵道樽岸兩驛間ノ鐵道ヲ敷設シテ黒松内驛ニ結ビ以テ地方産業ノ振興ニ寄與セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

大谷光瑩ノ業績ヲ國民學校教科書ニ輯録ノ件

北海道虻田郡俱知安町僧侶松木下求呈出

右ノ請願ハ明治維新ノ諸政未ダ全カラザル時若冠十九歳ニシテ北海道ニ渡リ忍苦耐乏犧牲的精神ヲ以テ開拓、移民、教化ノ三大願ヲ成就セル大谷光瑩ノ業績ハ現下文化興隆、産業振興、閑地開發ノ叫バレル折柄極

範的活教材ナルニ依リ之ヲ國民學校教科書ニ輯録セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

乳肉衛生事務ヲ農林省ニ移管ノ件

東京都神田區司町二丁目二番地 全國酪農協會會長松崎半三郎外二名呈出

右ノ請願ハ乳肉衛生ハ國民ノ保健上緊要ノコトナルニ拘ラズ從來之ガ行政機關ノ不統一ナルヲメ事効舉ガラザルノミナラズ生産上ニ及ボス所亦少カラザルハ誠ニ遺憾ナルニ依リ速ニ乳肉衛生ニ關スル事務ヲ農林省ニ移管統一シ以テ食生活ノ改善ト畜産ノ振興ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

農地調整法中改正ノ件

長野縣埴科郡坂城町四千八百二

十八番地農業中澤才治郎外一名 呈出

右ノ請願ハ農地調整法第九條、同附則第三條ハ中小地主ニ不利ヲ及ボスコト少カラザルニ依リ速ニ之ヲ改正スルト共ニ請願書記載ノ各項ニツキ適當ノ措置ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

帶廣農業專門學校ヲ畜産大學ニ昇格ノ件

北海道帶廣市西三條八丁目公吏 川西輝昌外三名呈出

右ノ請願ハ帶廣農業專門學校ハ昭和十六年我が國唯一ノ官立獸醫畜産專門教育機關トシテ設立セラレソノ環境學修ト實地ノ研究ニ好適ナルノミナラズ教育上ノ諸施設亦充實セルニ依リ之ヲ畜産大學ニ昇格セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案
北海道帶廣市ニ地方裁判所設置ノ件
北海道帶廣市西三條八丁目公吏 川西輝昌外二名呈出

右ノ請願ハ北海道帶廣市ニ十勝國及ビ釧路國ノ内足寄郡ヲ管轄スル帶廣地方裁判所ヲ設置スルハ裁判ノ迅速ト地方治安ノ維持上極メテ肝要ナルノミナラズ地方民多年ノ熱望ナルニ依リ新憲法ノ實施ト同時ニ之ヲ設置セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

東海線沼津、濱松兩驛間電化速成ノ件

靜岡縣清水市相生町社團法人清水商工會議所會頭植田朋八呈出

右ノ請願ハ東海線沼津、濱松兩驛間ヲ電化スルハ石炭ノ節約、旅客輸送ノ増強ニ資スルノミナラズ列車事故ノ絶滅ニ貢獻スル所甚大ナルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日

貴族院議長 公爵徳川 家正
内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

能樂ノ保護育成ニ關スル件

東京都町區九段三丁目六番地 靖國神社境内社団法人能樂協會 理事長實生九郎外五名呈出

右ノ請願ハ能樂ハ我が國ノ古典藝術ニシテ之ガ保護育成ハ文化國家建設ノ礎石トシテ緊要ナルニ依リ政府ハ速ニ具體的方策ヲ樹立シテ實ヲ擧ゲラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日 貴族院議長 公爵徳川 家正 内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

磐越西線野澤、會津線宮下ノ兩驛間ニ鐵道敷設ノ件 福島縣河沼郡野澤町長臨時代理 者齋藤龍多郎外一名呈出

右ノ請願ハ磐越西線野澤、會津線宮下ノ兩驛間ニ鐵道ヲ敷設スルハ沿線ニ於ケル豐富ナル農、林産資源ノ開發上貢獻スルノミナラズ運輸交通上裨益スル所大ナルニ依リ速ニ之ガ實現ヲ圖ラレタク尙ホ同鐵道完成マデノ應急措置トシテ省營自動車ヲ運行シ以テ現下窮迫セル貨客ノ輸送ニ資セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日 貴族院議長 公爵徳川 家正 内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

商工組合中央金庫ノ擴充強化ニ關スル件

東京都京橋區木挽町二丁目二番地全國貨物自動車運送事業組合聯合會會長吉松高呈出

右ノ請願ハ産業復興ノ中核體タル中小商工業者ハ緊急措置法ヲ改正ニ伴イ極度ノ金融制限ヲ受ケソノ窮窘容易ナラザルニ依リ政府ハ之ガ救済ヲタメ商工組合中央金庫ヲ擴充強化シ以テ圓滑ナル資金ヲ融通シ圖ラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日 貴族院議長 公爵徳川 家正 内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

盲啞者ノ處遇改善ニ關スル件 京都市上京區花ノ坊町一番地文部地方教官島田俊平外四十八名呈出

右ノ請願ハ盲啞者ガ一般人ニ劣ラザル智能ヲ有スルニ拘ラズ種々ノ制限ヲ受ケ日常生活ニ甚シキ不利不便ヲ餘儀ナクセラシムルハ人道上看過シ難キノミナラズ文化國家建設ノ前途ニ暗影ヲ投ズルモノナルニ依リ政府ハ速ニ請願書記載ノ各項目ニツキ處遇改善ノ方途ヲ講ゼラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日 貴族院議長 公爵徳川 家正 内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

營棟、吾妻國立公園指定ニ關スル件

福島縣耶麻郡駒形村平民物江浩呈出

右ノ請願ハ福島縣磐梯山、吾妻山、猪苗代湖ヲ含ム一帯ノ地域ハ風光絶佳ナルノミナラズ史蹟名勝多ク且ツ東山、飯坂等大小各種ノ温泉點在シ國立公園トシテ十分ノ資格ヲ具フルニ依リ速ニ之ガ指定ヲナスト共ニ適當ナル設備ヲ施シ以テ觀光日本ノ確立ニ寄與セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スヘキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和二十二年 月 日 貴族院議長 公爵徳川 家正 内閣總理大臣吉田茂殿

意見書案

議長(公爵徳川家正君) 日程第四十の能樂ノ保護育成ニ關スル請願ニ對シ、討論の通告がございませう、坂田幹太君

〔坂田幹太君登壇〕

○坂田幹太君 私は此の能樂の保護育成に關しまする請願の趣旨に賛成致す者であります、此の機會に特に政府の考慮と、請願者への覺醒を求めまする爲に一言致したのであります、能樂が我が國の藝能文化の上に及ぼした影響の大なることは、今更申述ぶる必要はありませぬが、室町時代に於て其の以前に存しました有らゆる民衆的の藝術を採入れまして大成したる能樂は、其の以後に生じましたる文藝に多大の影響を有して居りまして、歌舞伎に致しましても、日本の舞踊に致しましても、或は淨瑠璃、長唄、常盤津、清元、或は琴歌、有らゆる藝能文化の上に感化と影響と連絡を持つて居るのであります、我が國の藝能史は謡曲と能樂を申軸と致しまして、前後に連續展開せるものと言ふことが出来るのであります、而も能樂自體は其の間に於きまして能く其の傳統を維持致しまして、今日に至ります迄六百年の間古典藝術たるの本格を力強く守つて來て居るのであります、斯くも能樂が長い歴史を有して今日迄保存せられて居りますことは、幾多の理由もござりまするけれども、封建時代に於きまして幕府の保護を受けて居つて、明治時代になりましてよりは宮中の特に厚き御獎勵があつたと云ふことが、非常に大いなる原因であつたことは申す迄もないのであります、此の度の無謀なる戰爭の爲に東都に於かれまして多くの舞臺は焼かれまするし、又由緒のあります衣裳でありますとか、面だとか、樂器だとか、さう云ふものが實は多數に失はれたことは誠に遺憾に堪へないのであります、舊き我が國の美術なり、或は建造物などが國寶として國家の保護を受けて居りますのは、是は動かざる靜的の國寶とも稱すべきものであります、世界に稀なる六百年もの傳統に輝いて居ります此の能樂は、謂はば動的の國寶とも稱すべきものであります、同じく此の國家の保護を受けるに足る藝術で

習がありまして、現代には即せないやうな封建的なもので、改めらるべきものが改められずに居つたと云ふやうな爲に、それに禍ひされて容易に解決が付かなかつたのでありまして、藝道の上には久しく暗い影を漂はして居つたのでありまして、心ある者の頗る遺憾とせる所であつたのであります。が、一昨年二十年四月内務省の當局の肝煎に依りまして、遂に梅若を五流に準じて認めることとなり、梅若宗家は五流の家元に準じて處遇する旨の覺書が出来まして、團圓に解決されたのであります。此の請願の如きは能樂協會に取りましては、重要な公式文書とも言ふべきものであります。此の請願書を見ますと云ふと、能樂協會の理事長の外に、五流の宗家の名前が連ねてあります。梅若の名前を缺いて居ります。協會の理事長は全能樂六流派を代表せられるのでありますから、此の公式の文書には理事長の名を以てせられれば、それが當然であり、又それだけで十分なのであります。其の外は各流派家元の名を連ねると云ふことは、實は蛇足とも申すべきことであります。それが、それにしまして、若し並べらるならば梅若の名を何故缺いたのでありまするか、恐らくは故意に、此の前の内務省に出された覺書の公約を無視したと云ふ譯ではないと思ひます。さうして協會の事務を扱ふ者の疎漏であつたと思はれますが、斯様な扱ひ方をされると云ふと、折角能樂

界の六流派の融和と云ふものが、又ごたごたして居るのではないかと云ふやうな疑ひを生ぜしむるやうなやり方になるのでありますから、是は甚だしき失態であると思ふのであります。能樂は六百年に亙ります古典藝術として能樂は尊重すべきものでありますけれども、併しながら之に携はりまする藝能人の頭は、古典的であつてはならないので、世と共に日に新たに進んで、舊來の陋習に泥むべきではないと思ふのであります。藝道を以て文化國家の再建に寄與するには、封建的たる過去の夢より覺めて、六流の人々が互ひに敬重し、協力し合つて、之に精進すべきであります。斯くして初めて國家の保護を仰ぎ、之を現代に輝かし、之を更に後世に傳へむとする古典藝術に携はる者の責務だと思ふのであります。此の心構と努力がなければ、斯かる請願を爲す資格はないのであります。折角の尊き藝術も時代の波に押し沈められる外はないと思ふのであります。私は能樂を愛し藝術を尊重します。故に、此の機會に請願者たる能樂協會の覺醒と奮起を促しまして、此の請願の趣旨には心より賛成致しまして、之が採擇を望む者であります（拍手）

○議長（公爵徳川家正君） 御異議ないと認めます、本日は是にて延會することと御異議ございませぬか
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長（公爵徳川家正君） 御異議ないと認めます、明日は午前十時より開會致します、議事日程は彙報を以て御通知に及びます、本日は是にて散會致します
午後零時二分散會

此の請願の如きは能樂協會に取りましては、重要な公式文書とも言ふべきものであります。此の請願書を見ますと云ふと、能樂協會の理事長の外に、五流の宗家の名前が連ねてあります。梅若の名前を缺いて居ります。協會の理事長は全能樂六流派を代表せられるのでありますから、此の公式の文書には理事長の名を以てせられれば、それが當然であり、又それだけで十分なのであります。其の外は各流派家元の名を連ねると云ふことは、實は蛇足とも申すべきことであります。それが、それにしまして、若し並べらるならば梅若の名を何故缺いたのでありまするか、恐らくは故意に、此の前の内務省に出された覺書の公約を無視したと云ふ譯ではないと思ひます。さうして協會の事務を扱ふ者の疎漏であつたと思はれますが、斯様な扱ひ方をされると云ふと、折角能樂

界の六流派の融和と云ふものが、又ごたごたして居るのではないかと云ふやうな疑ひを生ぜしむるやうなやり方になるのでありますから、是は甚だしき失態であると思ふのであります。能樂は六百年に亙ります古典藝術として能樂は尊重すべきものでありますけれども、併しながら之に携はりまする藝能人の頭は、古典的であつてはならないので、世と共に日に新たに進んで、舊來の陋習に泥むべきではないと思ふのであります。藝道を以て文化國家の再建に寄與するには、封建的たる過去の夢より覺めて、六流の人々が互ひに敬重し、協力し合つて、之に精進すべきであります。斯くして初めて國家の保護を仰ぎ、之を現代に輝かし、之を更に後世に傳へむとする古典藝術に携はる者の責務だと思ふのであります。此の心構と努力がなければ、斯かる請願を爲す資格はないのであります。折角の尊き藝術も時代の波に押し沈められる外はないと思ふのであります。私は能樂を愛し藝術を尊重します。故に、此の機會に請願者たる能樂協會の覺醒と奮起を促しまして、此の請願の趣旨には心より賛成致しまして、之が採擇を望む者であります（拍手）

○議長（公爵徳川家正君） 日程第九より日程第四十四迄の請願は、請願委員長の報告通り採擇することに御異議ございませぬか
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

定價 一部 七十錢

發行

東京都新宿區市ヶ谷本村町

印刷局

電話七五三三